

原議保存期間10年
(平成34年12月31日まで)

各管区警察局長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丁鑑発第668号、丁刑企発第115号
平成24年7月3日
警察庁刑事局犯罪鑑識官
警察庁刑事局刑事企画課長

犯罪経歴証明書発給要綱の運用について(通達)

犯罪経歴証明書発給要綱の運用については、「犯罪経歴証明書発給要綱の運用について」(平成21年7月1日付け警察庁丁鑑発第605号、丁刑企発第191号。以下「旧通達」という。)により実施しているところであるが、犯罪経歴証明書発給要綱の改正に伴い、この度、犯罪経歴証明書発給要綱の運用について下記のとおり定め、平成24年7月9日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「旧通達」は、平成24年7月8日をもって廃止する。

記

第1 業務体制

犯罪経歴証明書(以下「証明書」という。)の発給に関する事務は、警察庁においては刑事局犯罪鑑識官(以下「犯罪鑑識官」という。)が、警視庁においては公安部外事第一課長が、道府県警察本部及び方面本部においては鑑識課長が、それぞれ処理するものとする。

第2 申請の受理

- 1 要綱第3の1の申請書は、申請者本人に記載を求めるものとする。
- 2 警視庁公安部外事第一課長若しくは道府県警察本部若しくは方面本部の鑑識課長(以下「府県鑑識課長等」という。)又は犯罪鑑識官は、要綱第3の1の申請を受理する際に、当該申請が要綱第4の1に掲げる場合に該当するか否かを確認するため、提出先の国、地域又は国際機関(以下「提出先機関」という。)が作成した、証明書の提出を要求する文書その他当該申請が要綱第4の1に掲げる場合に該当するか否かの確認に資する文書の提示又は提出を申請者に求めるものとする。

なお、要綱第4の1の警察庁長官及び外務大臣があらかじめ合意した発給事由は、別表に掲げるとおりである。

- 3 府県鑑識課長等又は犯罪鑑識官は、当該申請が要綱第4の1に掲げる場合に該当しないと認めるときは、申請者に対しその旨を通知するとともに、申請者は外務大臣に対し、当該申請に係る証明書の発給について警察庁長官に依頼す

るよう求めることができる旨を教示するものとする。

- 4 府県鑑識課長等又は犯罪鑑識官は、要綱第5の2（第6の2において準用する場合を含む。）により申請者の本人確認を実施する際に、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じて、それぞれ(1)から(3)までに定める書類のいずれかの提示又は提出を申請者に求めるものとする。この場合において、府県鑑識課長等又は犯罪鑑識官は、申請書と申請者から提示又は提出を受けた書類の記載事項を照合し、当該申請書の記載事項に誤りのないことを確認するものとする。

- (1) 日本国に居住する者（(3)に掲げる者を除く。）

旅券（当該申請者が旅券を所持していない場合にあっては、官公庁（外国の官公庁を含む。）から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該申請者の氏名及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該申請者の写真を貼り付けたもの。以下同じ。）及び次に掲げる書類のいずれか

ア 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも作成後6月以内のものに限る。）

イ アに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該申請者の氏名及び住民基本台帳に記録された住所の記載があるもの

ウ ア又はイに掲げるものの提示又は提出が不可能であるときは、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該申請者の氏名及び居住地の記載があるもの

- (2) 外国に居住する者

旅券、当該申請をしようとする者の現住所を確認するに足りる書類及び次に掲げる書類のいずれか

ア (1)アに掲げる書類

イ 戸籍の附票の写し

ウ ア又はイに掲げるものの提示又は提出が不可能であるときは、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該申請者の氏名及び日本国における最終の居住地の記載があるもの

- (3) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「日米地位協定」という。）第9条第1項の規定により本邦に入国し在留している者

日米地位協定第9条第3項又は第4項に規定する身分証明書

- 5 府県鑑識課長等又は犯罪鑑識官は、4(1)又は(2)により旅券の提示を受けた場合は、その写しを作成し、保存するものとする。

- 6 申請を受理した府県鑑識課長等又は犯罪鑑識官は、申請者に対し、犯罪経歴の調査には一定期間を要する旨を説明し、かつ、あらかじめ証明書を交付する日を指定するものとする。

第3 証明書の作成及び交付

- 1 証明書は、提出先機関を明記した封筒に入れて封をし、直接申請者に交付するものとする。ただし、申請者がやむを得ない理由により直接交付を受けることができないときは、当該理由を付記した委任状を提示した当該申請者の代理人にこれを交付するものとする。
- 2 府県鑑識課長等又は犯罪鑑識官は、証明書を申請者又はその代理人に交付する際に、次の(1)から(3)までの事項を説明するものとする。
 - (1) 証明書は、その提出を求めた国、地域又は国際機関に対して提出することを目的として発給するものであるが、便宜上、申請者又はその代理人に対して交付するものであること。
 - (2) 申請者又はその代理人は、証明書を入れた封筒を開いてはならないこと。
 - (3) 申請者又はその代理人は、提出先機関に対し証明書の提出を行わなかった場合は、当該証明書を入れた封筒を開くことなく、速やかにこれを発給した警視總監、道府県警察本部長若しくは方面本部長又は警察庁長官に返却しなければならないこと。
- 3 府県鑑識課長等又は犯罪鑑識官は、証明書を申請者又はその代理人に交付する際に、その写しを作成し、保存するものとする。

第4 その他

- 1 府県鑑識課長等又は犯罪鑑識官は、別記様式の犯罪経歴証明書発給処理簿を備え付け、証明書の発給の状況を明らかにしておくものとする。
- 2 証明書の発給事務に関して作成し、又は取得した行政文書の管理については、当該証明書を発給した警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部又は警察庁における行政文書の管理に関する定めにより適切に行うものとする。
- 3 府県鑑識課長等又は犯罪鑑識官は、申請者又はその代理人に対し証明書を交付した後、速やかに当該申請者に係る要綱第5の3（第6の2において準用する場合を含む。）の記録若しくは資料を抹消し、又は廃棄するものとする。

